

令和5年度尼崎市国民健康保険柔道整復施術療養費 支給申請書内容点検業務委託に関する募集要項

この要項は、令和5年度尼崎市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、契約候補者を選定する手続き等について、必要な事項を定めるものである。本業務の実施にあたっては、豊富な経験・実績を兼ね備えた専門の事業者、その技術力や創意工夫を凝らした、より効率的・効果的な点検手法を企画・提案してもらうことにより、尼崎市国民健康保険柔道整復施術療養費の適正化を実現することを目的としている。

1 業務概要

(1) 業務内容

別紙「令和5年度尼崎市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検業務委託に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※契約形態は単年度契約であるが、受託者が本契約を支障なく遂行していると市が判断した場合には次年度以降、本契約を1年単位で2回まで更新できるものとする。

(3) 提案上限金額（総額）

7,213,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和4・5年度尼崎市競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。
- (3) 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱（平成30年7月10日市長決定）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 公租公課の未納がないこと。
- (7) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 暴力団対策法（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及び暴力団員の利益となる活動を行うものであると認められるとき。
 - イ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ウ 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
- (8) 令和2年度から令和4年度間において、本業務と同一又は類似の業務を受託し、履行した実績（履行中のものを含む。）を有すること。
- (9) 本プロポーザルに応募する事業者の構成員は、他の事業者の構成員を兼ねていないこと及び他の事業者との間に資本関係や人的関係がないこと。
- (10) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していること。
- (11) 仕様書及び提出された企画提案書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

3 スケジュール

応募書類・質問書受付期間	令和5年1月6日(金)から同年1月19日(木)までの間における午前9時から午後5時まで
契約候補者の選定(プレゼンテーション)	令和5年2月上旬予定
選定結果の通知	令和5年2月下旬予定
契約締結日	令和5年4月1日

4 プロポーザル応募にあたっての手続き

(1) 受付期間

令和5年1月6日(金)から同年1月19日(木)まで

受付時間は、午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)

(2) 受付場所及び受付方法

応募書類は、持参または郵送(必着)により当課まで提出すること。郵送による提出の場合、封筒に「プロポーザル応募書類在中」と朱書きの上、書留郵便や宅配便等、受取人が受領したことを確認できる方法を用いること。

持参または郵送以外の方法による提出は受け付けない。

(3) 応募書類等

部数 正本1部、副本9部(副は複写可)

ア 公募型プロポーザル方式応募申請書兼誓約書(様式1)

イ 会社概要(様式2) ※財務状況が分かるものを添付すること。

ウ 企画提案書(様式3)

エ 地域経済活性化への取組み(様式4)

オ 納税証明書(地方税及び国税にかかるもの)

カ 代表者印鑑登録証明書

キ 法人登記簿謄本

ク プライバシーマーク(Pマーク)やISMS認証等、情報セキュリティにかかる有資格者確認書類の写しや、個人情報保護に関する取組状況が分かる書類

(4) 応募辞退

応募書類提出後の辞退は、プロポーザル参加辞退届(様式5)を提出すること。

5 応募書類等の留意事項

(1) 応募書類等は、紙に印刷された文書で提出すること。

(2) 企画提案書は仕様書に基づき、後記する「10 審査基準」を満たす正確かつ簡潔な内容とし、過大なものとならないよう留意すること。また、専門知識を有しないものでも理解できるよう、平易な表現で記載すること。

(3) 同一事業者及びその関連事業者が、複数の提案をすることは認めない。

(4) プロポーザル応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とする。また、契約しなかった場合も同様とする。

(5) 提出される全ての資料は、選考結果にかかわらず返却しない。

(6) 応募書類は、応募事業者に無断で使用しない。ただし、応募書類や選考結果(不採用となった事業者の名称・審査結果等を含む)は、尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)に基づく公文書公開請求があった場合、開示することがある。

6 質問書の受付期間及び回答

(1) 受付期間

令和5年1月6日（金）から同年1月19日（木）まで
受付時間は、午前9時から午後5時まで（日曜日等を除く。）

(2) 質問方法

質問書（様式6）に質問事項を記入の上、電子メールにより当課まで送信すること。

電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

※なお、メール送信にあたっては確認のため、送信した旨を当課へ電話連絡すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者名を伏せて、質問事項と合わせて市ホームページ上に公表する。

7 プレゼンテーションの実施日時及び場所

(1) 令和5年2月上旬予定

開始時間及び場所については、応募事業者に別途通知する。

(2) 方法

発表時間 15分以内、質疑応答 15分程度

(3) 選定結果

令和5年2月下旬通知予定

選定結果は、選定後、採否にかかわらず書面にて通知する。

※なお、選定結果に関する問い合わせには回答しない。

8 プレゼンテーションの留意事項

(1) 後記する「10 審査基準」に定める項目について、プレゼンテーションにて説明すること。

(2) プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づいて行い、差替え及び訂正並びに期限後の提出は不可とする。ただし、企画提案書の内容をプレゼンテーション用に編集することは可能とする。

(3) プレゼンテーションの実施要員は特に指定しないが、実務に関する質問も行うため、質問に対して、その場で回答できる者が参加すること。質問に対する回答は、その時点での回答を正式回答とし、後日の回答及び回答内容の修正は認めない。

(4) パーソナルコンピュータや映写機等の機材が必要な場合は当日持参すること。プロジェクター、スクリーン及び電源が必要な場合は、事前に申し出ること。

9 審査方法

(1) 選定は、令和5年度尼崎市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検業務委託にかかる契約候補者選定会議（以下「選定会議」という。）が行う。

(2) 応募書類及びプレゼンテーション並びに応募事業者への質疑応答の内容は、後記する「10 審査基準」に基づき公平かつ客観的に数値化して採点し、総合評価が第1位の者を契約候補者として選定する。

(3) 最高得点と同じ場合は、出席委員の多数決により決し、可否同数のときは議長が決する。

(4) 第1順位の者と契約が締結されなかった場合は、第2順位以下の者を契約候補者とする。

(5) 応募事業者が1者の場合であっても選定会議を開催し、審査の結果、企画提案書の内容等が仕様を満たしていると認められた場合には、その者を契約候補者として選定する。

(6) 各出席委員の審査得点の平均点が総得点の半分に満たない者は契約候補者に選定しない。

10 審査基準

(1) 本業務に対する総合的な視点及び姿勢並びに本業務の目的及び業務内容の理解度

(2) 柔道整復施術療養費の適正化に向けた点検方法の具体的内容、精度及び実現性

- (3) 事業者独自の取組み（ノウハウ）と、それによって期待できる効果
 - (4) セキュリティ・個人情報保護対策の取組内容及び危機管理体制
 - (5) 本業務に従事する者の当該履歴
 - (6) 本業務の実施体制
 - (7) 経営状況や事業者の事業実施年数及び自治体又は保険者等での業務受託実績（令和2年度から令和4年度までの間）
 - (8) 見積金額とその妥当性（根拠及び内訳が明確か）
 - (9) その他提案事項
- ※なお、本業務を遂行するにあたり、本市が定める市内事業者、準市内事業者である場合及び市内在住者の新たな雇用を生み出す場合は、審査にあたり加点する。

11 契約締結

- (1) 選定後、契約候補者は本市と本業務について、仕様等契約条件の詳細を調整・協議の上、本市が契約書を作成して契約を締結する。
- (2) 契約候補者が、契約締結までに応募資格要件を欠いていることが判明した場合及び見積金額が提案上限金額を超過する場合並びにその他の理由により契約候補者との契約が締結できない場合は、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。
- (3) 契約にあたっては、本市の令和5年度予算成立を前提とし、尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）に基づき令和5年4月1日付けで行う。また、本業務の仕様の確定についても同様とする。
- (4) 議会の承認が得られない等の理由により、本業務に関する令和5年度予算が成立しない場合や、国及び共同保険者たる県の方針等により本市の方針が変更となった場合は、契約ができない場合がある。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切行わない。

12 契約にかかる保証金

契約にかかる保証金については、尼崎市契約規則の規定に基づき納付すること。

13 提出先・問い合わせ先

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 南館1階
尼崎市総務局 市民サービス部 国保年金課 給付担当
担当者：村岡、田尻
TEL：06-6489-6420
FAX：06-6489-4811
メール：ama-kokuhonenkin@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上